

むつ市自主防災組織防災対策資機材等給付要綱

令和3年6月10日

むつ市告示第119号

(趣旨)

第1条 この要綱は、むつ市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年むつ市条例第6号）第6条の規定に基づき、自主防災組織に対し、円滑な防災活動を行うのに必要な防災対策資機材等（以下「資機材等」という。）を給付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象組織)

第2条 資機材等の給付の対象となる自主防災組織は、給付を受けることにより当該自主防災組織の活動が他の地域の自主防災組織の育成の模範となり地域の防災力の向上を図ることができる組織であると市長が認めるものとする。ただし、既にこの要綱に基づく資機材等の給付を受けた自主防災組織又は他の補助金交付要綱に基づく市の補助金の交付を受けた自主防災組織には、給付を行わないものとする。

(給付資機材等の種類及び限度額)

第3条 給付する資機材等の種類は、別表に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるものとする。

2 給付する資機材等の価格の限度額は、次の各号に掲げる自主防災組織を構成する世帯数に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 50世帯未満 10万円
- (2) 50世帯以上200世帯未満 20万円
- (3) 200世帯以上 30万円

(給付の申請)

第4条 資機材等の給付の申請は、防災対策資機材等給付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 地域防災計画書

(給付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合には、その内容を審査し、資機材等の給付を決定したときは、防災対策資機材等給付決定通知書（様式第2号）により申請者

に通知するものとする。

(受領報告)

第6条 資機材等の給付を受けた自主防災組織は、速やかに防災対策資機材等受領報告書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(資機材等の管理)

第7条 資機材等の給付を受けた自主防災組織は、資機材等について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(返還命令)

第8条 市長は、自主防災組織が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付した資機材等の当該給付に要した費用の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 給付を受けた資機材等を譲渡し、又は故意に棄損したとき。
- (2) 組織を解散し、又は相当の期間にわたり活動を休止したとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、資機材等の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

目的区分	資 機 材 名
情報収集・伝達用	ハンドマイク、トランシーバー、腕章
初期消火用	消火器、水バケツ、砂袋、消火栓用ホース、防火衣、鳶口、ヘルメット、筒先、消火栓スパナ
水防用	救命胴衣、防雨シート、シャベル、ツルハシ、掛け矢、杭、土嚢袋
救出用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェンソー、エンジンカッター、チェーンブロック
救護用	担架、救急セット、テント、シート（防寒用）
避難所・避難用	強カライト（懐中電灯）、標旗、警笛、炊き出し用資材、机、椅子
その他	リヤカー、ビニールシート